質 問 第 二 四 号昭和六十二年九月五日提出

*\\* \ わ ゆる韓半島出身戦没者の遺骨収集に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和六十二年九月五日

提 出 者

草 Ш

昭 三

健 三 郎 殿

衆

議

院

議

長

原

## 1 わ ゆ る 韓 半 島 出 身 戦 没 者 $\mathcal{O}$ 遺 骨 収 集 に 関 す る 質 間 主 意 書

私 は 先 に 戦 時 中 玉 家 総 動 員 法 で 徴 用 さ れ た 7 わ ゆ る 韓 半 · 島 (朝 鮮半 島)出 [身者 0 遺骨 収 集 に 関

戦 没 者  $\mathcal{O}$ 遺 骨」 が 含ま れ てい ない  $\mathcal{O}$ で 改 めて 次  $\mathcal{O}$ 質問 をする。

す

る質問

主

意

書

を提

出

L

た

が

そ

 $\mathcal{O}$ 

答弁

書(内

閣

衆質一〇九第一一

号)には

「い

わ

ゆ

る

韓

半

島

出

身

第

前 記 答 弁 書によると、「昭 和 + 兀 年 か 5 昭 和二十 年  $\mathcal{O}$ 間 に 旧 玉 家 総 動 員 法 昭 和 十三 年 法 律

そ 五. +  $\mathcal{O}$ 実 五. 一号)に 態 は 確 ょ 認 で 徴 きな 用 され <u>`</u>` た とあ 朝 鮮 る 半 が 島 出 身 れ 者 は に 戦 つい 後 処 7 理 は、こ 責 任 れ  $\mathcal{O}$ <u>\f\</u> に 場 関 す か る 5 資 見 料 7 は 極 現  $\Diamond$ 存 7 不 L + 7 分 お な 5 答 弁

り

で あ る。 ここで 1 う 資 料  $\mathcal{O}$ 収 集 • 保 管 を 担 す る 省 庁 は どこ か。 ま た、 現 在 ま で 資 料 収 集  $\mathcal{O}$ た

 $\Diamond$ に . ど の ような作 業 を L 7 きた  $\mathcal{O}$ カン 具 体 的 に 明 5 か に さ れ た 

戦後、 厚 生省に保管され た ١ ر わ ゆ る韓半 . 島 出 [身戦 没者 0 遺骨は 何柱 か。 これまで遺族 に引き

渡 さ れ た 遺 骨、 現 在 ま で 保管 され て 1 る遺 骨、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 数 を 本 籍 地 別 に 区 分 L 7 明 5 か に さ

れたい。

ま た、 そ  $\mathcal{O}$ 遺骨の保管 状況(保管場所 等)の 概 要を、 **今** 日 に 至るま での 経過を含 め 蚏 5 カゝ に さ

れたい。

三 先  $\mathcal{O}$ 答 弁 書 で、 朝 鮮 半 島 出 身徴 用労働 者  $\mathcal{O}$ 遺 骨 0 収 集 及び送還につい 7 は、 人道 上  $\mathcal{O}$ 見 地

か 5 可 能 な 限 り 対 応することとし、 遺 骨  $\mathcal{O}$ 収 集 に つ ( ) 7 は 厚 生 省 が 担 **当** し、 遺 骨  $\mathcal{O}$ 送 還 に 0 1

7  $\mathcal{O}$ 韓 玉 政 府 と  $\mathcal{O}$ 連 絡 調 整 は 外 務 省 が 担 当 L て きたところであ る とし て V > る が、 今 後 ど 0 ょ

う な 対 応 を す る  $\mathcal{O}$ か そ  $\mathcal{O}$ 見 通 L を 明 5 か 12 さ れ た \ \ • ま た、 戦 没 者 遺 骨 に 0 1 て は 遺 族 及 75

縁 故 者 に 引 き 渡 すことを 合 意 L た 昭 和 兀 + 兀 年 八 月  $\mathcal{O}$ 第 口 日 韓 定 期 閣 僚 会 議 以 後 ۲ れ ま で に

ど  $\mathcal{O}$ ょ う な 対 応をし た 0 か、 具 体 的 に 明 5 か に さ れ た **,** \

右質問する。